

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(1)

目

次

規 則

○富山県財産管理規則の一部を改正する規則 1

人事委員会規則

○寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則 4

規

則

富山県財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第30号

富山県財産管理規則の一部を改正する規則

富山県財産管理規則（昭和40年富山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「管財課長」を「財産管理室長」に改め、同条第 2 項中「課室」を「室課」に改め、同条第 3 項中「課室」を「室課」に、「課室長等」を「室課長等」に、「行なう」を「行う」に、「おく」を「置く」に改め、同条第 5 項中「行なう」を「行う」に改める。

第24条第 1 項各号列記以外の部分中「課室長等」を「室課長等」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「課室長等」を「室課長等」に改める。

第34条第 2 項中「課室長等」を「室課長等」に改め、同条第 3 項中「課室長等」を「室課長等」に、「行なう」を「行う」に、「おく」を「置く」に改め、同条第 5 項中「行なう」を「行う」に改める。

第35条から第37条までの規定中「課室長等」を「室課長等」に改める。

第39条第 1 項中「課室長等」を「室課長等」に、「は握しなければ」を「把握しなければ」に改める。

第40条第1項中「課室長等」を「室課長等」に、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第41条各号列記以外の部分中「課室長等」を「室課長等」に、「次の各号」を「次」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第42条から第44条まで及び第46条中「課室長等」を「室課長等」に改める。

第47条第1項中「課室長等」を「室課長等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「課室長等」を「室課長等」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第48条各号列記以外の部分中「課室長等」を「室課長等」に、「次の各号」を「次」に改める。

第49条各号列記以外の部分中「課室長等」を「室課長等」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「課室長等」を「室課長等」に改め、同条第3号ア中「かくし、そこない」を「隠し、損ない」に改める。

第50条中「課室長等」を「室課長等」に、「行ない」を「行い」に改める。

第51条中「課室長等」を「室課長等」に改める。

第52条中「課室長等」を「室課長等」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第53条及び第54条中「課室長等」を「室課長等」に改める。

第55条第1項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項及び第3項中「課室長等」を「室課長等」に改める。

第56条第3項中「課室長等」を「室課長等」に改める。

別表第1中「(第6条)」を「(第6条関係)」に改め、同表第1号中「課室」を「室課」に改め、「長」の次に「又は出納員の職にある職員」を加え、同表第2号中「課又は係の長」を「係の長又は出納員の職にある職員」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第17条関係）

富山県行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

メールアドレス

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び富山県暴力団排除条例に関する規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

使用しようとする財産	所在（名称）	
	区分（種類）	
	数量	
使用しようとする理由		
利用計画（事業計画）		
使用しようとする期間		
その他参考となるべき事項		

備考

- 1 使用しようとする財産が土地若しくは建物である場合又は施設を設置する場合は、これらの関係図面を添付すること。
- 2 「区分（種類）」の欄には、土地、建物、工作物等別表第 3 の公有財産の区分を記入すること。
- 3 「利用計画（事業計画）」の欄には、具体的な使用方法や内訳等を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県財産管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(管 財 課)

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第24号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 267号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「扶養親族（）」の次に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び」を加える。

別表中

「 森林政策課	富山市有峰
小矢部川ダム管理事務所	南砺市刀利字大平72の2

を

「 森林政策課	富山市有峰
農林水産総合技術センター森林研究 所	中新川郡立山町吉峰3
小矢部川ダム管理事務所	南砺市刀利字大平72の2

に、

利賀川ダム管理事務所	南砺市利賀村水無 3 の21
	南砺市利賀村大勘場 556
境川ダム管理事務所	南砺市新屋 786の 2

を

利賀川ダム管理事務所	南砺市利賀村水無 3 の21
	南砺市利賀村大勘場 556
白岩川ダム管理事務所	中新川郡立山町白岩字矢割29
境川ダム管理事務所	南砺市新屋 786の 2

に、

上市町立白萩南部小学校	中新川郡上市町東種17
南砺市立城端小学校	南砺市城端1610

を

上市町立白萩南部小学校	中新川郡上市町東種17
上市町立陽南小学校	中新川郡上市町柿沢 424の 2
立山町立立山小学校	中新川郡立山町宮路 5
南砺市立城端小学校	南砺市城端1610

に、

高速道路交通警察隊福光分駐隊	南砺市山田 153
入善警察署舟見警察官駐在所	下新川郡入善町舟見1593の 1
黒部警察署宇奈月温泉警備派出所	黒部市宇奈月温泉 429の 2
黒部警察署愛本警察官駐在所	黒部市宇奈月町愛本新2091の 1
上市警察署立山公園口警察官駐在所	中新川郡立山町芦峯寺 151

を

高速道路交通警察隊福光分駐隊	南砺市山田 153
黒部警察署宇奈月温泉警備派出所	黒部市宇奈月温泉 429の 2

上市警察署大岩警察官駐在所	中新川郡上市町大岩54
上市警察署岩峯警察官駐在所	中新川郡立山町岩峯寺 105の11
上市警察署立山公園口警察官駐在所	中新川郡立山町芦峯寺 151

に、

上市警察署馬場島警備派出所	中新川郡上市町伊折
富山南警察署細入警察官駐在所	富山市楡原3506の1

を

上市警察署馬場島警備派出所	中新川郡上市町伊折
富山南警察署笹津警察官駐在所	富山市笹津 814の2
富山南警察署細入警察官駐在所	富山市楡原3506の1

に、

富山南警察署小見警察官駐在所	富山市小見 187の1
富山西警察署仁歩警察官駐在所	富山市八尾町平沢 345の1

を

富山南警察署小見警察官駐在所	富山市小見 187の1
富山西警察署卯花警察官駐在所	富山市八尾町下笹原40の2
富山西警察署仁歩警察官駐在所	富山市八尾町平沢 345の1

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給与条例 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）をいう。
- (2) 令和7年改正条例 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改

正する条例（令和 7 年富山県条例第23号）をいう。

(3) 新寒冷公署在勤職員 令和 7 年改正条例附則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する新寒冷公署在勤職員をいう。

(4) 特定旧寒冷公署在勤職員 令和 7 年改正条例附則第 7 条第 1 項第 3 号に規定する特定旧寒冷公署在勤職員をいう。

(5) 継続特定旧寒冷公署在勤職員 令和 7 年改正条例附則第 7 条第 1 項第 4 号に規定する継続特定旧寒冷公署在勤職員をいう。

(6) 切替日 令和 7 年改正条例の施行の日をいう。

(7) 基準日 令和 7 年改正条例第 1 条による改正後の給与条例第11条第 1 項に規定する基準日（その属する月が令和 7 年11月から令和 9 年 3 月までのものに限る。）をいう。

3 令和 7 年給与条例附則第 7 条第 4 項の適用を受ける特定旧寒冷公署在勤職員に対しては、その新寒冷公署在勤職員又は特定旧寒冷公署在勤職員であった期間を継続特定旧寒冷公署在勤職員として勤務していたものとみなして同条第 2 項及び第 3 項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

4 令和 7 年改正条例附則第 7 条第 5 項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

(1) 特別職に属する富山県職員

(2) 企業職員（富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年富山県条例第61号）の適用を受ける職員をいう。）

(3) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第 182号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等に使用される者をいう。）

(4) 国家公務員又は他の地方公共団体の職員

(5) 退職派遣者（公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）第12条第 1 号に規定する退職派遣者をいう。）

(6) 単純労務職員（給与条例第 1 条に規定する単純労務職員をいう。）

(7) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）に勤務する職員及び役員

5 人事交流等により前項のいずれかに掲げる者であったものから切替日以降に引

き続き給与条例の給料表の適用を受ける職員（以下「給料表適用職員」という。）となり、特定旧寒冷公署在勤職員となった場合であって、基準日において特定旧寒冷公署在勤職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその給料表適用職員でなかった期間を給料表適用職員として勤務していたものとみなして、令和7年改正条例附則第7条第2項及び第3項又は附則第3項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなる者に対しては、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

（人委・企画・任用課）